

新旧対照表  
【システム導入官署における輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 249 号）】  
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>航空貨物通關情報処理システム（以下「航空システム」という。）海上貨物通關情報処理システム（以下「海上システム」という。）税關手續申請システム（以下「申請システム」という。）及び通關情報総合判定システム（以下「判定システム」という。）の導入官署（以下「システム導入官署」という。）における輸入通關事務処理体制を定め、平成 12 年 4 月 1 日から実施することとしたので了知されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 基本的な審査方法等</p> <p>及び（省略）</p> <p>受付管理事務</p> <p>A 海上システムを使用した輸入申告等</p> <p>1 区分 2 又は区分 3 として選定された輸入申告等に係る申告情報を担当部門において受信した際には、統括審査官（統括審査官が置かれていらない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、次の事務を行う。</p> <p>なお、統括監視官（検査担当の統括監視官。以下同じ。）が行う検査の対象貨物の選定は、基本的には統括審査官が一次的な選定を行い、最終的には統括監視官（下記のへに規定する貨物確認の対象貨物の選定は、統括審査官。）が行うこととなるので留意する。</p> <p>イ～ハ（省略）</p> <p>二 審査区分の選定結果を変更する必要があるか否かについての判定（統括監視官との必要な協議を含む。）及び変更の必要があると認めた場合における当該変更の処理の指示</p> <p>ホ～リ（省略）</p> <p>2 及び 3（省略）</p> <p>B 航空システムを使用した輸入申告等</p> <p>1 区分 2 又は区分 3 として選定された輸入申告等に係る申告控及び添付書類等（以下「申告控等」という。）を担当部門において受け付けた際には、統括官等は、申告控等の必要部数及び必要な添付書類等の有無を確認の上、次の事務を行う。</p> <p>なお、提出された申告控の「インボイス番号」欄に申請システムの</p>	<p>航空貨物通關情報処理システム（以下「航空システム」という。）海上貨物通關情報処理システム（以下「海上システム」という。）税關手續申請システム（以下「申請システム」という。）及び通關情報総合判定システム（以下「判定システム」という。）の導入官署（以下「システム導入官署」という。）における輸入通關事務処理体制を定め、平成 12 年 4 月 1 日から実施することとしたので了知されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 基本的な審査方法等</p> <p>及び（同左）</p> <p>受付管理事務</p> <p>A 海上システムを使用した輸入申告等</p> <p>1 区分 2 又は区分 3 として選定された輸入申告等に係る申告情報を担当部門において受信した際には、統括審査官（統括審査官が置かれていらない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、次の事務を行う。</p> <p>なお、検査担当統括審査官が行う検査の対象貨物の選定は、基本的には通關担当統括審査官が一次的な選定を行い、最終的には検査担当統括審査官が行うこととなる（下記のへに規定する貨物確認の対象貨物の選定は、通關担当統括審査官。）ので留意する。</p> <p>イ～ハ（同左）</p> <p>二 審査区分の選定結果を変更する必要があるか否かについての判定（検査担当統括審査官との必要な協議を含む。）及び変更の必要があると認めた場合における当該変更の処理の指示</p> <p>ホ～リ（同左）</p> <p>2 及び 3（同左）</p> <p>B 航空システムを使用した輸入申告等</p> <p>1 区分 2 又は区分 3 として選定された輸入申告等に係る申告控及び添付書類等（以下「申告控等」という。）を担当部門において受け付けた際には、統括官等は、申告控等の必要部数及び必要な添付書類等の有無を確認の上、次の事務を行う。</p> <p>なお、提出された申告控の「インボイス番号」欄に申請システムの</p>

新旧対照表  
【システム導入官署における輸入通関事務処理体制について（平成12年3月31日蔵関第249号）】  
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「インボイス受理番号通知」情報の受理番号が記載されている場合又は「記事」欄に「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号が記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確認を行うものとする。</p> <p>また、<u>統括監視官</u>が行う検査の対象貨物の選定は、基本的には<u>統括審査官</u>が一次的な選定を行い、最終的には<u>統括監視官</u>（下記の二に規定する貨物確認の対象貨物の選定は、<u>統括審査官</u>。）<u>が行うこととなる</u>ので留意する。</p> <p>イ 重点審査扱い及び通常審査扱いの決定</p> <p>□ 審査区分の選定結果を変更する必要があるか否かについての判定（<u>統括監視官</u>との必要な協議を含む。）及び変更の必要があると認めた場合における当該変更の処理の指示</p> <p>ハ～ト（省略）</p> <p>2及び3（省略）</p> <p>（省略）</p>	<p>「インボイス受理番号通知」情報の受理番号が記載されている場合又は「記事」欄に「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号が記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確認を行うものとする。</p> <p>また、<u>検査担当統括審査官</u>が行う検査の対象貨物の選定は、基本的には<u>通関担当統括審査官</u>が一次的な選定を行い、最終的には<u>検査担当統括審査官</u>が行うこととなる（下記の二に規定する貨物確認の対象貨物の選定は、<u>通關担当統括審査官</u>。）ので留意する。</p> <p>イ 重点審査扱い及び通常審査扱いの決定</p> <p>□ 審査区分の選定結果を変更する必要があるか否かについての判定（<u>検査担当統括審査官</u>との必要な協議を含む。）及び変更の必要があると認めた場合における当該変更の処理の指示</p> <p>ハ～ト（同左）</p> <p>2及び3（同左）</p> <p>（同左）</p>